

○国土交通省令第 号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第十五条の十第一項」を「第十五条の八第一項」に改める。

第十一条の二の次に次の十八条を加える。

（法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第十一条の三 法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留

施設に附帯する次に掲げるものとする。

一 荷さばき地

二 野積場

三 当該岸壁その他の係留施設及び前二号の施設の敷地

(法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める基準)

第十一条の四 法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する埠頭^ふであることとする。

一 コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船(本土と離島とを連絡するものを除く。)により運送される自動車若しくは旅客を取り扱う埠頭(老朽化その他の事由によりその機能を十分に発揮できないものを除く。)

二 主としてバルク貨物(石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。)を取り扱う埠頭であつて、水深十メートル以上の岸壁を有するもの(老朽化その他の事由によりその機能を十分に発揮できないものを除く。)

三 前二号に掲げる埠頭(以下この号において「主たる埠頭」という。)以外の埠頭であつて、主たる埠頭に隣接し、かつ、主たる埠頭と一体的に運営することが当該埠頭群の運営の効率化

に資すると認められるもの

(埠頭群を一体的に運営する二以上の国際戦略港湾の指定の公示)

第十一条の五 法第四十三条の十一第三項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

(指定の申請の内容の公衆の縦覧手続)

第十一条の六 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、法第四十三条の十一第八項の規定により指定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により公告しなければならない。

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、法第四十三条の十一第八項の規定により指定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項を、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により公告しなければならない。

一 法第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を受けようとする者(第十一条の九において「申請者」という。)の商号及び本店の所在地

二 運営計画の概要

三 意見書の提出方法、提出期限及び提出先

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定に係る国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が必要と認める事項

(港湾運営会社の指定の公示)

第十一条の七 法第四十三条の十一第十二項の規定による公示は、港湾運営会社の商号及び本店の所在地のほか、同条第九項の規定により提出された意見書の処理の経過、当該港湾運営会社の指定の理由その他当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が必要と認める事項を明示して、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により行うものとする。

(商号等変更の届出の公示)

第十一条の八 法第四十三条の十一第十四項の規定による公示は、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により行うものとする。

(港湾運営会社の指定の申請)

第十一条の九 法第四十三条の十二第一項の規定により提出する申請書には、申請の年月日を記載し、かつ、申請者の代表者が記名押印し、又は署名しなければならない。

2 法第四十三条の十二第一項第二号口の国土交通省令で定める港湾施設（以下「荷さばき施設等

「という。」は、次に掲げるものとする。

一 荷さばき施設

二 旅客施設

三 港湾管理事務所

四 移動式施設

3 法第四十三条の十二第一項第二号ロの国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 荷さばき施設等のうち申請者がその建設又は改良を行うもの（以下「特定荷さばき施設等」という。）の位置、種類、数、規模及び構造

二 特定荷さばき施設等の工事に要する費用の概算

三 特定荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

四 法第五十五条の八第一項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けを申請する場合にあつては、次に掲げる事項を記載した当該貸付けに係る特定荷さばき施設等に係る資金計画

イ 資金計画の概要

ロ 資金の調達方法

ハ 資金の用途

五 前号の特定荷さばき施設等に係る収支計画

4 法第四十三条の十二第一項第二号ハの国土交通省令で定める事項は、役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項とする。

5 法第四十三条の十二第一項第二号ニの国土交通省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 埠頭群（当該港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭を含む。次号、第三号及び次項第三号において同じ。）の運営の事業の実施時期

二 埠頭群を構成する港湾施設（特定荷さばき施設等を除く。）の位置、種類、数、規模及び構造

三 埠頭群の運営の効率化に資する取組

四 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の埠頭群を構成する港湾施設の貸付けを希望する期間

6 法第四十三条の十二第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 資金収支見積書

二 取扱貨物量の目標を記載した書類

三 埠頭群の運営の効率性の向上の程度を示す指標を記載した書類

四 申請者に関する次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員の履歴書

ハ 株主名簿の写し

ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

五 法第四十三条の十一第七項各号に該当しない旨を誓約する書類

六 埠頭群の運営の事業以外の事業を行う場合には、その種類及び概要を記載した書類

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

(運営計画の変更の届出)

第十一条の十 法第四十三条の十三第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 前条第四項の事項に係る変更

二 前号に掲げるもののほか、特定荷さばき施設等の名称の変更その他の運営計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2 法第四十三条の十三第五項の規定により運営計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運営計画変更届出書を提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

（区分経理の方法）

第十一条の十一 港湾運営会社は、法第四十三条の十六の規定により埠頭群の運営の事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理する場合においては、埠頭群の運営の事業とその他の事業との双方に関連する収益及び費用は、次に掲げる割合によりそれぞれの事業に配賦するものとする。

一 受取利子その他の事業外収益にあつては、それぞれの事業に専属する事業収益による割合

二 事業費用にあつては、次に掲げる割合

イ 法人税、道府県民税、事業税及び市町村民税にあつては、それぞれの事業に専属する利益による割合

ロ その他のものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用（諸税及び減価償却費を除く。次号ロにおいて同じ。）による割合

三 支払利子その他の事業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ 支払利子にあつては、それぞれの事業に専属する事業用固定資産の価額による割合（当該固定資産につき前事業年度末における貸借対照表に付せられた価額から当該固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却引当金の額を控除した価額による割合をいう。）

ロ その他のものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用による割合

(指定の取消しの公示)

第十一条の十二 第十一条の八の規定は、法第四十三条の十九第三項の規定による公示について準用する。

(財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第十一条の十三 法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて港湾運営会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該港湾運営会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 港湾運営会社に対して重要な融資を行っていること。

三 港湾運営会社に対して重要な技術を提供していること。

四 港湾運営会社との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

五 その他港湾運営会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第十一条の十四 法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する港湾運営会社の株式に係る議決権（法第四十三条の二十一第五項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する港湾運営会社の株式に係る議決権

三 港湾運営会社の役員又は従業員が当該港湾運営会社の他の役員又は従業員と共同して当該港湾運営会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該港湾運営会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定

する金融商品取引業者に委託して行つた場合に限る。)において当該取得をした港湾運営会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該港湾運営会社の株式に係る議決権(法第四十三条の二十一第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する港湾運営会社の株式(当該相続人(共同相続の場合を除く。))が単純承認(単純承認をしたものとみなされる場合を含む。)若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。)に係る議決権

五 港湾運営会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する当該港湾運営会社の株式に係る議決権

(取得等の制限の適用除外)

第十一条の十五 法第四十三条の二十一第二項に規定する国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 保有する対象議決権の数に増加がない場合
- 二 担保権の行使又は代物弁済の受領により対象議決権を取得し、又は保有する場合
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者に限る。)が業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合(同法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。)

四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社が同法第一百五十六条の二十四第一項に規定する業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

(特定保有者の届出)

第十一条の十六 法第四十三条の二十一第三項の届出は、特定保有者となつた日から二週間以内に行わなければならない。

2 法第四十三条の二十一第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定保有者になつた日
- 二 特定保有者に該当することとなつた原因
- 三 その保有する対象議決権の数
- 四 港湾運営会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置として
予定している措置

(特別の関係にある者)

第十一条の十七 法第四十三条の二十一第五項第二号(法第四十三条の二十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係に

ある者（地方公共団体若しくは港務局又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有している株式会社を除く。）とする。

一 共同で港湾運営会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該港湾運営会社の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の關係

二 会社の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との關係

三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との關係

四 夫婦の關係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議

決議権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

4 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

5 第一項第二号及び第二項から前項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（対象議決権保有届出書の提出等）

第十一条の十八 法第四十三条の二十二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、対象議決権保有者となった日から二週間以内に、第三号の二様式により作成した対象議決権保有届出書を、当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出するものとする。

2 法第四十三条の二十二第一項に規定する対象議決権保有割合、保有の目的その他国土交通省令で定める事項は、第三号の二様式に定める事項とする。

（証明書の様式）

第十一条の十九 法第四十三条の二十三第二項の規定による証明書は、第三号の三様式によるものとする。

(発行済株式総数の公表等)

第十一条の二十 法第四十三条の二十四の規定による公表は、港湾運営会社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第四十三条の二十四に規定する国土交通省令で定める事項は、当該港湾運営会社の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

3 法第四十三条の二十四の規定により公表する場合において、株式の転換(当該株式がその発行会社を取得され、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。)又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

4 法第四十三条の二十四の規定により公表する場合において、港湾運営会社の発行済株式の総数に変更があつたときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもつて、第二項の発行済株式の総数とみなすことができる。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(料率を記載した書面の提出を要する料金)

第十二条の四 法第四十五条第二項の国土交通省令で定める料金は、次に掲げる港湾施設の利用に係るものとする。

一 係留施設

二 荷さばき施設

三 旅客施設

第十五条の二の四中「第十五条の五の三」を「第十五条の七」に、「重要国際埠頭施設」を「重要国際埠頭施設」に改める。

第十五条の六及び第十五条の七を削り、第十五条の五の三を第十五条の七とし、第十五条の五の二を第十五条の六とし、第十五条の八及び第十五条の九を削り、第十五条の十を第十五条の八とし、第十五条の十一を第十五条の九とし、第十七条の二を削る。

第十七条の三中「第十七条の五」を「第十七条の四」に、「第五号の四様式」を「第五号の三様式」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十七条の四第一号二中「(石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十七条の三とする。

第十七条の五第三項第二号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十七条の五の二第一項第二号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十七条の六第一号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の五第四項」を「第十七条の四第四項」に改める。

第十七条の八中「第一条の六第五号」を「第一条の三第五号」に改める。

第十七条の九を削る。

第十七条の十の見出し中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、同条中「又は第四項」を「、第四項又は第五項」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「認定運業者に当該」を「港湾運営会社に当該」に改め、第一号から第三号までを削り、同条第四号中「認定運業者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第一号とし、同条第五号中「認定運業者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「認定運業者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第十七条の九とする。

第十八条の三中「第十五条の十第三項第二号括弧書」を「第十五条の八第三項第二号括弧書」に改める。

第二十五条第三項及び第二十六条第二号イ中「、会社臨時特別税」を削る。

第二十七条の二中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、「ため」の下に「又は当該岸

壁その他の係留施設に係留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車を待機させ若しくは整理するため」を、「固定的な施設」の下に「及び当該岸壁その他の係留施設に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設」を加える。

第二十七条の三中「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」に、「第二十二条の」を「第二十二条（第一号を除く。）の」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「認定運営者」を「港湾運営会社」に改め、「から第二十七条までの規定」を削り、「荷さばき施設等」を「埠頭群を構成する港湾施設」に、「出資」を「同項第一号中「出資」に、「貸付けを受ける者」を「同項第二号及び第三号中「貸付けを受ける者」に、「同条第二項第二号」を「同項第二号中「の工事实施計画の明細」とあるのは「に係る第十一条の九第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る明細」と、同項第三号中「資金計画の明細」とあるのは「第十一条の九第三項第四号に掲げる事項に係る明細」と、同条第二項第二号」に改め、「準用する令第六条第九号」の下に「ロ及びハ」を加え、「同条第一号中（当該施設の使用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法を変更する場合を除く。）」とあるのは「（当該施設の利用者の選定の基準又は利用料の額若しくはその算出方法を変更する場合を除く。）」を「第二十六条中「特定用途港湾施設の運営と特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設の運営と貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設」と、第二十七条中「特定用途港湾施設」とあるのは「貸

付けに係る埠頭群を構成する港湾施設」に改める。

第二十八条の十八中「第五十六条の二の十四」を「第五十六条の二の十四第二項」に改める。

第三十八条第一項中「法第三十七条第一項」を「法第五十六条の五第一項の規定により法第三十七条第一項」に、「者は、当該許可に係る事項に関し、必要な報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない」を「者に対し、当該許可に係る事項に関し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする」に改め、同条第二項中「第五十六条の五第二項」を「第五十六条の五第一項の規定による立入検査に係る同条第三項」に、「証明書は、」を「証明書は」に、「とする」を「とし、法第五十六条の五第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の規定による証明書は第十一号様式によるものとする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五十六条の五第二項の規定により港湾運営会社に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

第四十条中「第十五条の五の三第二項」を「第十五条の七第二項」に改める。

附則第二項中「第十五条の」を「第十四条の三の」に、「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置

法」に、「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十四条の三第一項」に、「附則第二十五項」を「附則第十三項」に改める。

附則第三項中「附則第二十七項の認定」を「附則第十五項の認定」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改める。

附則第四項第六号中「附則第七項第一号」を「附則第八項第一号」に、同項第七号中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

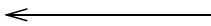
附則第五項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「附則第七項」を「附則第八項」に改める。

附則第六項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 法附則第二十一項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

第三号様式の次に次の二様式を加える。



第三号の二様式（第十一条の十八関係）

年 月 日

国土交通大臣 殿
国際拠点港湾の港湾管理者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名 印(イ)
届出義務発生日 年 月 日(ロ)

対象議決権保有届出書

港湾法第43条の22第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 提出者が対象議決権を保有する港湾運営会社に関する事項

港湾運営会社の商号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

2-1 提出者（対象議決権保有者）(ハ)

※		1 個人		2 法人	
(ふりがな)					
氏名又は名称					
(ふりがな)					
住所		〒			
個人	生年月日	年	月	日	(ふりがな)
	※	1 明治	3 昭和		勤務先名称
		2 大正	4 平成		
	職業				勤務先住所
法人	設立年月日	年	月	日	(ふりがな)
	※	1 明治	3 昭和		代表者役職
		2 大正	4 平成		代表者名
人	事業内容				
事務上の連絡先及び担当者名					
				電話番号	

2-2 保有目的(ニ)

--

2-3 対象議決権保有割合

対象議決権保有者になった日	年 月 日
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)

2-4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

--

3 共同保有者に関する事項

3-1 共同保有者(ハ)

※ 1 個人		2 法人	
(ふりがな)			
氏名又は名称			
(ふりがな)			
住所		〒	
個人	生年月日 年 月 日	(ふりがな)	
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
	職業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日	(ふりがな)	代表者役職
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者名	
事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名			
		電話番号	

3-2 対象議決権保有割合

保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
--------	---------------------

4 提出者及び共同保有者に関する総括表

4-1 提出者及び共同保有者(ト)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	

5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

4-2 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合(イ)

保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
--------	--------------------

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項のうち「2 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」及び「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- 3 対象議決権保有届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の届出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。
- 4 ※の付されている欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 5 記号の付されている項目の記載は、次によること。

- (イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (1) 届出書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者が記名押印し、又は署名すること。
- なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者が記名押印し、又は署名すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (ロ) 届出義務発生日
対象議決権保有者となつた日を記載すること。
- (ハ) 提出者（対象議決権保有者）
- (1) 民法上の組合その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は金融商品取引法第27条の23第3項各号に掲げる者に該当する業務執行組員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「2-4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。
- (2) 提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。
- (3) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (4) 「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
- (ニ) 保有目的
「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- (ホ) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約
保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となつている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。
- (ヘ) 共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、(ハ)に準じて記載すること。
- (ト) 提出者及び共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。
- (フ) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

第三号の三様式（第十一条の十九関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格 B 8 とする。）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	住 所
生 年 月 日	氏 名
有 効 期 間	職 名
交 付 年 月 日	交 付 年 月 日
發 行 機 関 名	發 行 機 関 印

右は、港灣法第四十三条の二十三第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出者の書類その他の物件の検査ができる者であることを証する。

（裏）

港灣法抜粋

（対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査）

第四十三条の二十三 前条第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港灣の港灣管理者は、当該対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

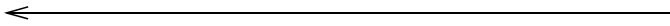
3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五号の三様式を削る。

第五号の四様式中「~~第五号の四様式~~」を「~~第五号の四様式~~」に改め、同様式を第五号の三様式とする。

第十号様式裏面中「~~者から~~」を「~~者に対し~~」に、「~~徴し~~」を「~~求め~~」に、「~~職員に当該~~」を「~~職員に、当該~~」に、「~~2 前項~~」を「~~3 前二項~~」に、「~~3 第一項~~」を「~~4 第一項又は第二項~~」に改める。

第十号様式の次に次の様式を加える。



第十一号様式(第三十八条関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

(表)

第 号	
身分証明書	
写 真	住 所
職 名	氏 名
生年月日	
有効期間	
交付年月日	
発行機関名	発行機関印

右は、港湾法第五十六条の五第二項の規定により同法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社(同法附則第二十六項(同法附則第三十二項の規定により適用される場合を含む。))の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。)の事務所その他の事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

(裏)

<p>港湾法抜粋 (報告の徴収等) 第五十六条の五</p> <p>2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--

(特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の八条を加える。

(財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第二条の二 法第四条第一項に規定する国土交通省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人である者又はこれらであった者であつて指定会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該指定会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 指定会社に対して重要な融資を行っていること。

三 指定会社に対して重要な技術を提供していること。

四 指定会社との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

五 その他指定会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の三 法第四条第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する指定会社の株式に係る議決権（法第四条第五項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）
- 二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する指定会社の株式に係る議決権
- 三 指定会社の役員又は従業員が当該指定会社の他の役員又は従業員と共同して当該指定会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該指定会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした指定会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該指定会社の株式に係る議決権（法第四条第五項第一号の規定によ

り当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する指定会社の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 指定会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する当該指定会社の株式に係る議決権

（取得等の制限の適用除外）

第二条の四 法第四条第二項に規定する国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する対象議決権の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合（同法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社が同法第一百五十六条の二十四第一項に規定する業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

(特定保有者の届出)

第二条の五 法第四条第三項の届出は、特定保有者となった日から二週間以内に行わなければならない。

2 法第四条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定保有者になった日
- 二 特定保有者に該当することとなった原因
- 三 その保有する対象議決権の数
- 四 指定会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置として予定している措置

(特別の関係にある者)

第二条の六 法第四条第五項第二号(法第四条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(地方公共団体若しくは港務局又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有している株式会社を除く。)とする。

- 一 共同で指定会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該指定会社の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二 会社の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四 夫婦の関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

4 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

5 第一項第二号及び第二項から前項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する

議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（対象議決権保有届出書の提出等）

第二条の七 法第四条の二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、対象議決権保有者となった日から二週間以内に、第一号様式により作成した対象議決権保有届出書を、国土交通大臣に提出するものとする。

2 法第四条の二第一項に規定する対象議決権保有割合、保有の目的その他国土交通省令で定める事項は、第一号様式に定める事項とする。

（証明書の様式）

第二条の八 法第四条の三第二項の規定による証明書は、第二号様式によるものとする。

（発行済株式総数の公表等）

第二条の九 法第四条の四の規定による公表は、指定会社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

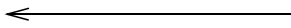
2 法第四条の四に規定する国土交通省令で定める事項は、当該指定会社の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

3 法第四条の四の規定により公表する場合において、株式の転換（当該株式がその発行会社に取り得られ、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

4 法第四条の四の規定により公表する場合において、指定会社の発行済株式の総数に変更があったときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、第二項の発行済株式の総数とみなすことができる。

第十五条の見出しを「（証明書の様式）」に改め、同条中「の職員の身分を示す証明書の様式」を「において準用する法第四条の三第二項の規定による証明書」に、「別記様式のとおり」を「第三号様式によるもの」に改める。

別記様式中「別記様式」を「第三号様式」に改め、同様式表面中「第13条第2項」を「第13条第2項において準用する同法第4条の3第2項」に改め、同様式裏面を次のように改める。



(裏)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律抜粋

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第4条の3

- 2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

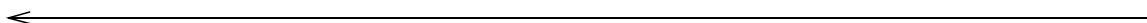
第13条 国土交通大臣は、指定会社の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 第4条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(罰則)

第21条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

別記様式を第三号様式とし、附則の次に次の二様式を加える。



第一号様式（第二条の七関係）

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
 にあつては、その代表者の氏名 印(イ)
 届出義務発生日 年 月 日(ロ)

対象議決権保有届出書

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第4条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
 記

1 提出者が対象議決権を保有する指定会社に関する事項

指定会社の商号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

2-1 提出者（対象議決権保有者）(ハ)

※		1 個人	2 法人		
(ふりがな)					
氏名又は名称					
(ふりがな)					
住所		〒			
個人	生年月日	年 月 日	(ふりがな)		
	※	1 明治 2 大正	3 昭和 4 平成	勤務先名称	
	職業		勤務先住所		
法人	設立年月日	年 月 日	(ふりがな)		代表者役職
	※	1 明治 2 大正	3 昭和 4 平成	代表者名	
人	事業内容				
事務上の連絡先及び担当者名					
			電話番号		

2-2 保有目的(ニ)

--

2-3 対象議決権保有割合

対象議決権保有者になった日	年 月 日
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)

2-4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

3 共同保有者に関する事項

3-1 共同保有者(ハ)

※ 1 個人		2 法人	
(ふりがな)			
氏名又は名称			
(ふりがな)			
住所		〒	
個人	生年月日 年 月 日	(ふりがな)	
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
	職業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日	(ふりがな)	代表者役職
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者名	
事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名			
		電話番号	

3-2 対象議決権保有割合

保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
--------	---------------------

4 提出者及び共同保有者に関する総括表

4-1 提出者及び共同保有者(ト)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	

5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

4-2 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合(㊦)

保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
--------	---------------------

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項のうち「2 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」及び「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- 3 対象議決権保有届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の届出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「3 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。
- 4 ※の付されている欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 5 記号の付されている項目の記載は、次によること。

- (イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (1) 届出書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者が記名押印し、又は署名すること。
- なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者が記名押印し、又は署名すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。
- (ロ) 届出義務発生日
対象議決権保有者となった日を記載すること。
- (ハ) 提出者（対象議決権保有者）
- (1) 民法上の組合その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は金融商品取引法第27条の23第3項各号に掲げる者に該当する業務執行組員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「2-4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。
- (2) 提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。
- (3) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (4) 「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
- (ニ) 保有目的
「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- (ホ) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約
保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。
- (ヘ) 共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、(ハ)に準じて記載すること。
- (ト) 提出者及び共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。
- (フ) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合
共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

（表）

	第 官 氏 職 名 号 年 月 日生	
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第4条の3第2項の規定による検査員の証		
写 真	年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効	国土交通大臣 ㊟
3センチメートル	4センチメートル	6.5センチメートル
9センチメートル		

（裏）

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律抜粋

（対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査）

第4条の3 国土交通大臣は、前条第1項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第17条 第4条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(道路法施行規則の一部改正)

第三条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号中「附則第五項」を「附則第二項」に改める。

(港湾関係補助金等交付規則の一部改正)

第四条 港湾関係補助金等交付規則(昭和三十六年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第六条第一項」を「附則第五條第一項」に改める。

(公有水面埋立法施行規則の一部改正)

第五条 公有水面埋立法施行規則(昭和四十九年^{運輸省建設省}令第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一号中「附則第十五項及び第十六項」を「附則第三項及び第四項」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第六条第一項」を「附則第五條第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十条の四の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十五条の七の規定は、なおその効力を有する。

第三条 改正法附則第三条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十七条の十の規定は、なおその効力を有する。

第四条 改正法附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定及び港湾法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十三号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、なおその効力を有する。

第五条 この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十号様式による証明書は、第一条の規定による改正後の港湾法施行規則第十号様式による証明書とみなす。

第六条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則別記様式による証明書は、第二条の規定による改正後の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則第三号様式による証明書とみなす。

第十七条の五の二第一項第二号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十七条の六第一号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の五第四項」を「第十七条の四第四項」に改める。

第十七条の八中「第一条の六第五号」を「第一条の三第五号」に改める。

第十七条の九を削る。

第十七条の十の見出し中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、同条中「又は第四項」を「、第四項又は第五項」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「認定運業者に当該」を「港湾運営会社に当該」に改め、第一号から第三号までを削り、同条第四号中「認定運業者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第一号とし、同条第五号中「認定運業者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「認定運業者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第十七条の九とする。

第十八条の三中「第十五条の十第三項第二号括弧書」を「第十五条の八第三項第二号括弧書」に改める。

第二十五条第三項及び第二十六条第二号イ中「、会社臨時特別税」を削る。

第二十七条の二中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、「ため」の下に「又は当該岸